

鳥取市内町内会向けアンケートの結果について

1 調査の概要

2 調査結果

令和7年12月

鳥取市市民生活部協働推進課

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

核家族化や生活スタイルの多様化の進展などを背景に、地域の連帯意識の希薄化が進み、町内会（自治会、集落を含む。以下、「町内会」といいます。）への加入率が低下しています。本市では平成20年に72.8%だった町内会加入率が、令和7年には59.1%となっています。

そのような中、町内会で実施されている環境美化活動や見守り活動、親睦行事等の町内会活動は、地域のつながりを深める活動として、本市のまちづくりの基盤となっています。

本アンケートは、皆様の町内会に対するお考えを伺い、町内会の現状把握と、必要な支援のあり方を検討するため実施しました。

(2) 調査方法

① 調査対象

鳥取市自治連合会加盟町内会 821 町内会

② 調査方法

インターネット上に設置したアンケートに回答

(3) 調査期間

令和7年10月10日（土）～10月31日（金）

(4) 回答町内会数

299 町内会（回答率：36.4%）

本アンケートの自由記載欄は、同意見についてはまとめています。

また、皆様のご意見をなるべくそのまま掲載していますが、個人や特定の層を対象にした誹謗中傷など、公開にあたり一部編集させていただきましたので、ご了承ください。

多数のご意見をいただき、ありがとうございました。

1. 地区名を教えてください。

地区名	回答 町内会数	地区名	回答 町内会数	地区名	回答 町内会数	地区名	回答 町内会数
久松	7	岩倉	9	豊実	1	米里	7
醇風	16	美保	10	明治	2	津ノ井	4
遷喬	5	美保南	10	松保	6	若葉台	4
修立	6	面影	3	湖南	8	国府	25
日進	6	倉田	5	末恒	6	福部	5
明徳	6	神戸	1	賀露	4	河原	13
富桑	8	大和	1	湖山	4	用瀬	0
城北	5	美穂	6	湖山西	11	佐治	1
中ノ郷	3	大正	2	千代水	2	気高	16
稻葉山	9	東郷	1	浜坂	4	鹿野	33
					青谷	24	
					合計	299	

2. 町内会名を教えてください(公開しません)。

3. 回答者の町内会役職を教えてください(公開しません)。

4. 回答者の氏名を教えてください(公開しません)。

5. 回答者の連絡先を教えてください(公開しません)。

6. 回答者の性別を教えてください(公開しません)。

7. 集会施設はありますか。

・町内会所有の施設がある

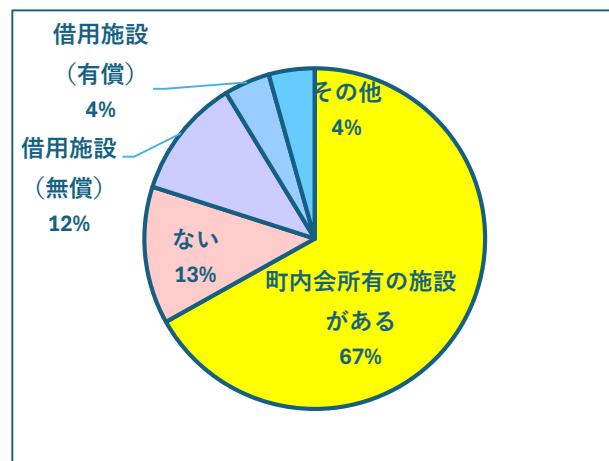
・借用の施設がある(有償)

・借用の施設がある(無償)

・ない

・その他()

選択肢	選択項目	割合
町内会所有の施設がある	200	66.9%
ない	39	13.0%
借用施設(無償)	34	11.4%
借用施設(有償)	13	4.3%
その他	13	4.3%
未回答	0	0.0%
合計	299	100.0%



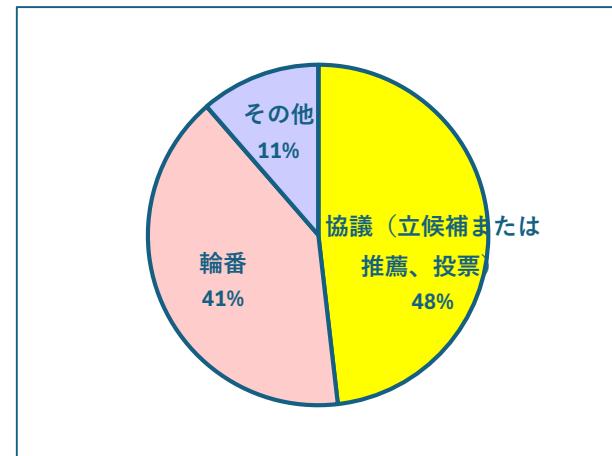
[その他の記載]

地区公民館を活用(複数回答)
他町内会と共有の集会所がある(複数回答)
他町内会集会所を有料で借りる
土地は有償借用、建物は町内会所有

8.町内会役員の選任方法を教えてください。

- ・協議(立候補または推薦、投票)
- ・輪番(年ごと)
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
協議(立候補または推薦、投票)	144	48.2%
輪番	121	40.5%
その他	34	11.4%
未回答	0	0.0%
合計	299	100.0%



[その他の記載]

町内会長が直接候補者にお願いする
くじ(複数意見)
一年交代だがなる人がいないので3年以上変わっていない
あらかじめ、決めてある。おおよそ年齢順
町内会長は協議、役員は輪番(複数意見)
町内会長は輪番、役員は協議(複数意見)
班での輪番(複数意見)

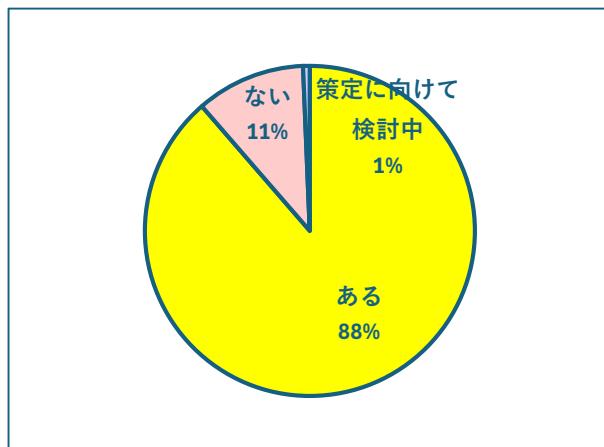
[輪番のサイクル]

輪番(1年)78件	輪番(年2回)
輪番(2年) 9件	輪番(不定期・不明)
輪番(3年) 4件	輪番(班の輪番制)
輪番(4年) 4件	輪番(十数年に一度)
輪番(5年) 2件	輪番(9~11年)
輪番(6年) 2件	輪番(9~16年)
輪番(7年) 2件	輪番(班ごとに持ち回り)
輪番(10年) 3件	輪番(4年から10年)
輪番(11年) 2件	輪番(28年)
輪番(14年)	輪番(年齢順)
輪番(25年)	

9.町内会の規約はありますか。

- ・ある
- ・ない
- ・策定に向けて検討中

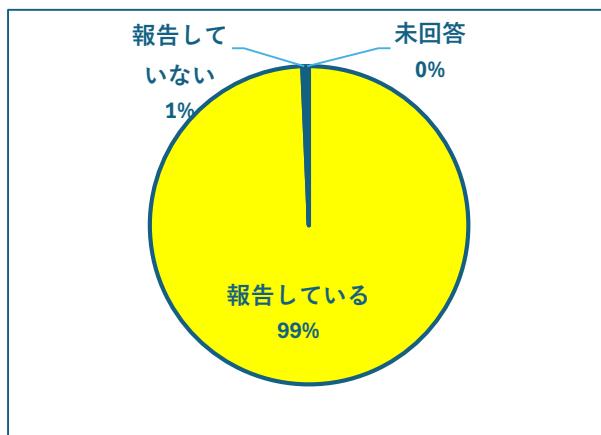
選択肢	選択項目	割合
ある	265	88.6%
ない	32	10.7%
策定に向けて検討中	2	0.7%
合計	299	100.0%



10.町内会の会計報告をしていますか。

- ・報告している
- ・報告していない
- ・報告する方向で検討中

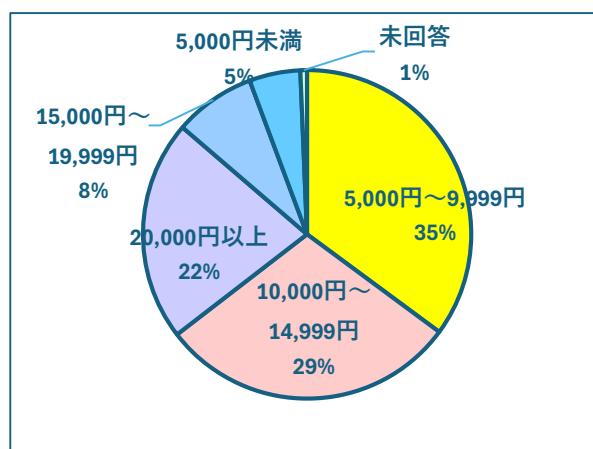
選択肢	選択項目	割合
報告している	297	99.3%
報告していない	1	0.3%
未回答	1	0.3%
検討中	0	0.0%
合計	299	100.0%



11.1世帯当たりの年間の町内会費(一般会員)の金額はいくらですか。

- ・5,000円未満
- ・5,000円～9,999円
- ・10,000円～14,999円
- ・15,000円～19,999円
- ・20,000円以上

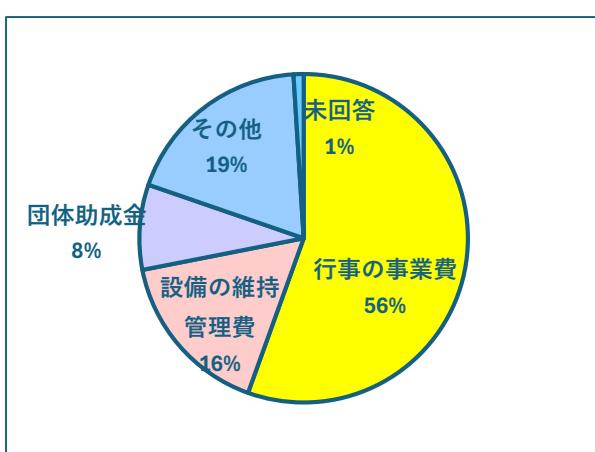
選択肢	選択項目	割合
5,000円～9,999円	105	35.1%
10,000円～14,999円	88	29.4%
20,000円以上	65	21.7%
15,000円～19,999円	24	8.0%
5,000円未満	15	5.0%
未回答	2	0.7%
合計	299	100.0%



12. 町内会の支出の中で、最も大きな割合を占めている経費は何ですか。

- ・町内会行事の事業費(イベント、親睦会、会議など)
- ・団体助成金(子ども会、老人クラブ、同好会など)
- ・町内会所有設備の維持管理費(集会所、ごみステーション、防犯灯など)
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
行事の事業費	166	55.5%
設備の維持管理費	49	16.4%
団体助成金	25	8.4%
その他	56	18.7%
未回答	3	1.0%
合計	299	100.0%



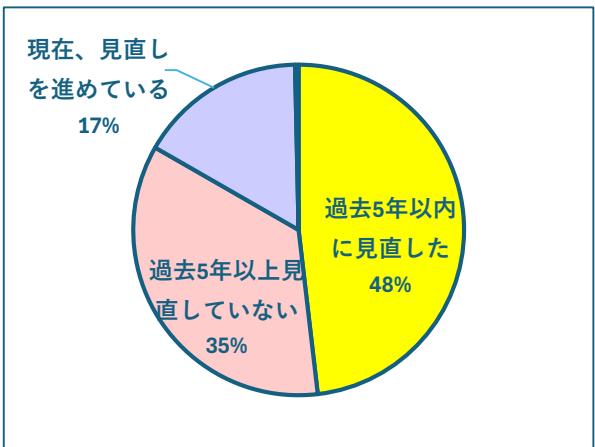
[その他の記載]

地区自治会負担金(21件)
神社、寺負担金(17件)
共同募金(6件)
町内会各団体補助(4件)
除雪費(3件)
社協負担金(3件)
役員手当(3件)
集会所等返済金・積立金(3件)
光熱水費(3件)

13. 活動内容や会費、会員要件などの町内会運営に関する見直しをしていますか。

- ・過去 5 年以内に見直した
- ・過去 5 年以上見直していない ⇒ 問 15 へ
- ・現在、見直しを進めている

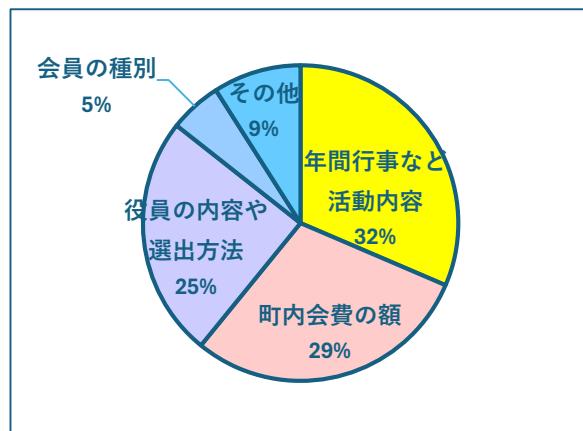
選択肢	選択項目	割合
過去5年以内に見直した	144	48.2%
過去5年以上見直していない	105	35.1%
現在、見直しを進めている	49	16.4%
未回答	1	0.3%
合計	299	100.0%



14. 具体的な見直しの内容を教えてください。(複数回答可)

- ・会員の種別(準会員の設定など)
- ・年間行事など活動内容
- ・町内会費の額
- ・役員の内容や選出方法
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
年間行事など活動内容	94	31.4%
町内会費の額	88	29.4%
役員の内容や選出方法	74	24.7%
会員の種別	16	5.4%
その他	27	9.0%
合計	299	100.0%



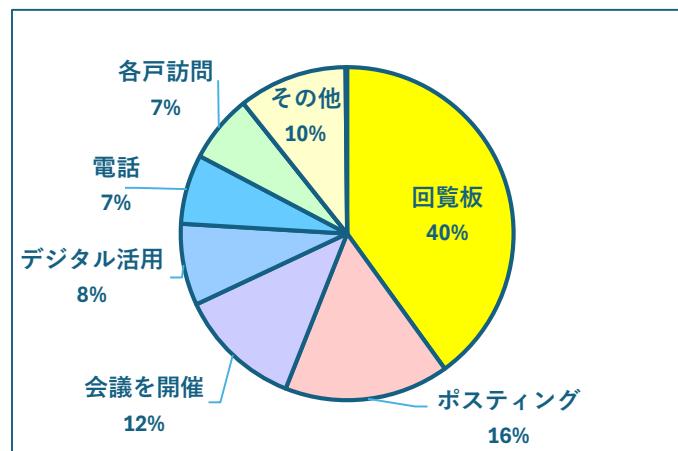
[他の記載]

町内会費負担軽減、予算見直し(複数意見)
公事代金・冠婚葬祭内容(複数意見)
認可地縁団体(複数意見)
防災に関して(複数意見)
役員手当
町内会費の規約への明文化、監事の新設
町内会活動の免除要件の拡大
町内会費の集金方法
募金の自由化
個人情報の取扱規定等の制定(検討中)
未加入世帯への防犯灯電気代・消火設備維持費の請求
転入、転出者の会費負担金について
地区自治会活動は可能な範囲での参加とし町内会活動を優先
班編成
シニア会の創設
集落放送運用
ごみステーション利用
大学生ボランティアの要請

15. 町内会での情報共有の手段を教えてください。(複数回答可)

- ・各戸訪問
- ・ポスティング(チラシ投函)
- ・回覧板
- ・町内会ホームページ
- ・LINE やメールなどデジタルを活用している
- ・その都度、会議を開催している
- ・電話
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
回覧板	273	40.0%
ポスティング	109	16.0%
会議を開催	82	12.0%
デジタル活用	54	7.9%
電話	46	6.7%
各戸訪問	45	6.6%
町内会ホームページ	0	0.0%
その他	72	10.6%
未回答	1	0.1%
合計	682	100.0%



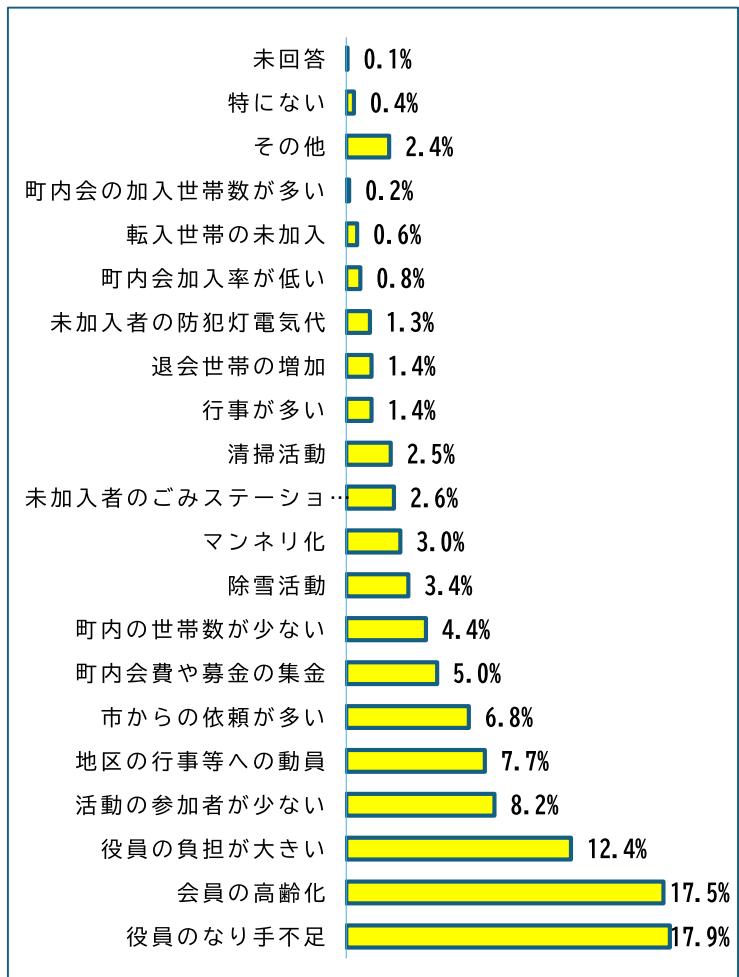
[他の意見]

庁内放送(有線・告知端末)(53件)
町内会掲示板にお知らせを掲示(3件)
町内会たよりを発行(2件)
毎月役員会を開催(7件)
ケーブルテレビのテレビ掲示板(1件)

16.町内会運営で、特に負担や不満、課題だと思うことを教えてください。(上位5つまで)

- ・市からの依頼が多い
- ・町内会費や募金の集金
- ・役員がすぐに回って来る
- ・役員のなり手不足
- ・役員の負担が大きい
- ・会員の高齢化
- ・町内会主催の行事が多い
- ・町内会活動のマンネリ化
- ・行事や会合、町内会活動の参加者が少ない
- ・地区の行事等への動員
- ・町内会の加入世帯数が多い
- ・特にない
- ・町内会加入率が低い
- ・そもそも町内の世帯数が少ない
- ・加入世帯数の増加
- ・転入世帯の未加入
- ・退会世帯の増加
- ・未加入者のごみステーション利用の取り扱い
- ・未加入者の防犯灯電気代などの取り扱い
- ・町内の清掃活動
- ・町内の除雪活動
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
役員のなり手不足	203	17.9%
会員の高齢化	199	17.5%
役員の負担が大きい	141	12.4%
活動の参加者が少ない	93	8.2%
地区の行事等への動員	87	7.7%
市からの依頼が多い	77	6.8%
町内会費や募金の集金	57	5.0%
町内の世帯数が少ない	50	4.4%
除雪活動	39	3.4%
マンネリ化	34	3.0%
未加入者のごみステーション利用	30	2.6%
清掃活動	28	2.5%
行事が多い	16	1.4%
退会世帯の増加	16	1.4%
未加入者の防犯灯電気代	15	1.3%
町内会加入率が低い	9	0.8%
転入世帯の未加入	7	0.6%
町内会の加入世帯数が多い	2	0.2%
その他	27	2.4%
特にない	5	0.4%
未回答	1	0.1%
合計	1136	100.0%



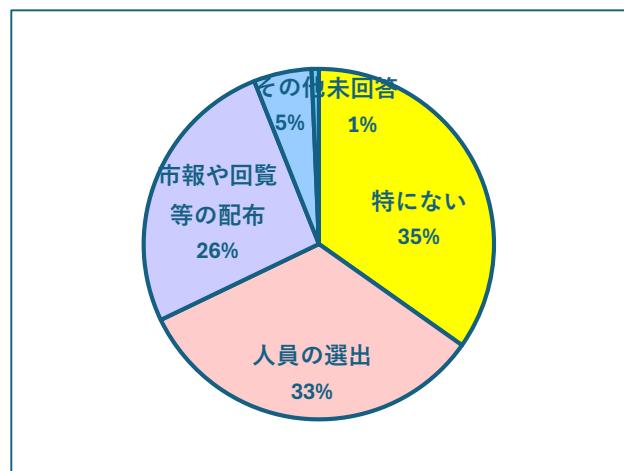
[その他の記載]

部落長の仕事量が多いこと
町内会費の支払いの大半が神社と募金
各種報告書の作成
会員への訃報連絡(喪主との葬儀確認、訃報連絡文書の作成と各戸配布)
情報共有方法
市への要望が却下された際の住民説明
町内が大き過ぎて何をしても大掛かり
集合住宅の未加入者が多い
障がい者とのコミュニケーション
地域団体負担金と共同募金
地区自治会活動(運動会、納涼祭、文化発表会など)及び地区町内会長会等への参加要請
地区公民館活動(会議)が多く時間を割かれる
地区各種団体負担金が会費収入の1/4を占めている
高齢化による活動免除世帯数の増加
独居世帯の増加
世帯の世代交代が進まない
カラス等によるゴミステーションの生ゴミ被害
環境維持、周辺の雑木管理、草刈りなど
配布物が多い
団地の町内会は解散して、有志のみの会で運営

17.市からの依頼業務で一番負担に思うことを教えてください。

- ・市報や回覧等の配布
- ・人員の選出
- ・その他() ⇒問19へ
- ・特がない ⇒問19へ

選択肢	選択項目	割合
特がない	104	34.8%
人員の選出	99	33.1%
市報や回覧等の配布	78	26.1%
その他	16	5.4%
未回答	2	0.7%
合計	299	100.0%



[その他記載]

平日日中の会議への出席(複数意見)
動員
調査業務
配布物の受け取り
依頼事項の整理(複数意見)
ゴミステーションの管理運営

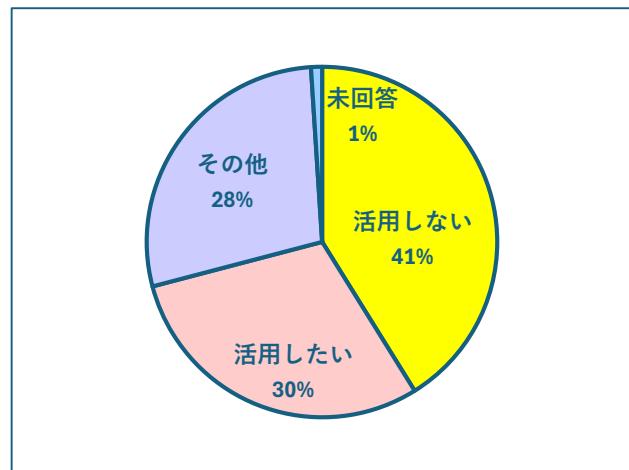
18.問17について、具体的な内容を教えてください。

市報や回覧等の配布	種類が多すぎる
	配布物の回数が多い
	不要な回覧が多い
	回覧でよさそうなものも全戸配布されることがある
	イベントチラシと回覧の内容が重複していることがある
	回覧板の情報は不要なので飛ばしてほしいと言われる世帯もある
	地区公民館に配布物を取りに行く頻度が多い
	平日日中に地区公民館にチラシを取りに行けない
	配布物が町内会に届くのが数日ずれると、その都度配布することになる。一度にまとめてほしい
	地区公民館に取りに行き、班別に仕分けし、班長への宅配の流れが大変
	回覧の仕分けと挟み込み作業が手間
	配布が負担
	すべて紙媒体のため、ファイリングや保管が手間
	告知放送やテレビ(ピョンピョンネット)、インターネット等、紙から移行してはどうか
	新聞会社や郵便などに配布を委託してほしい
人員の選出	国勢調査調査員
	民生委員
	健康づくり推進員
	災害時要援護者支援制度個別支援者
	保護司
	交通安全指導員
	不法投棄監視員
	人権推進協議会
	鳥取マラソンボランティア
	市民体育祭への世話役の動員(地区から競技ごとに選手の接待、弁当の買い出しなど世話役として強制的に選出)
	令和6年度のスーパーアプリ実証実験の実施の際に突然説明会があり、1週間程度で参加者10名を集めよう言われた。集めるための説明資料もなく、町内会が資料作成
	イベント動員
	地区公民館長
	町内会世帯数が少なく、割当に限界がある。割当不能な場合、町内会長が引き受ける
	種類が多く、役員が複数兼務することになる

19. 市が作成した市報や回覧等の配布物をデータで提供したら、紙回覧の代わりに活用したいと思いますか。

- ・活用したい
- ・活用しない
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
活用しない	123	41.1%
活用したい	89	29.8%
その他	84	28.1%
未回答	3	1.0%
合計	299	100.0%



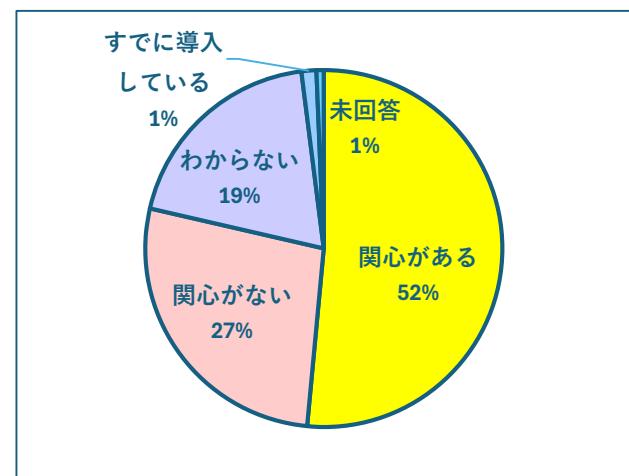
[その他の記載]

高齢者など対応できない世帯があるので実現が難しい(38件)
活用したいが、高齢者など対応できない世帯があるので難しい(19件)
現状では一本化は難しく、実現したとしても紙回覧との併用になる(9件)
全戸が見られるシステムが構築できれば検討したい(4件)
各戸が見られるのなら活用したいが、町内会がデータを紙に落として回覧したり、逆にデータ化するなどの作業が必要なら難しい(3件)
わからない、どちらとも言えない(3件)
導入は賛成だが、併用期間が必要(1件)
時期尚早(1件)

20. 全国では、スマートフォン等でいつでも回覧物が確認できたり、町内会の情報共有が可能な電子回覧板を導入し、役員の負担軽減や会員内の迅速な情報共有を行っている町内会があります。電子回覧板について関心がありますか。

- ・関心がある
- ・関心がない
- ・わからない
- ・すでに導入している

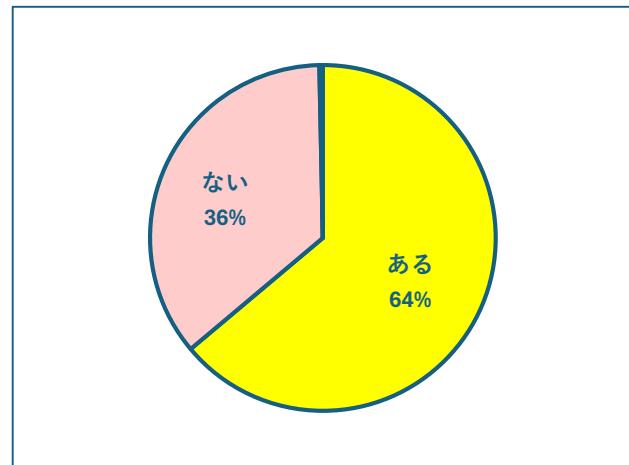
選択肢	選択項目	割合
関心がある	154	51.5%
関心がない	81	27.1%
わからない	58	19.4%
すでに導入している	4	1.3%
未回答	2	0.7%
合計	299	100.0%



21. 町内会エリア内に未加入世帯(退会世帯を含む)はありますか。

- ・ある
- ・ない
- ・把握していない

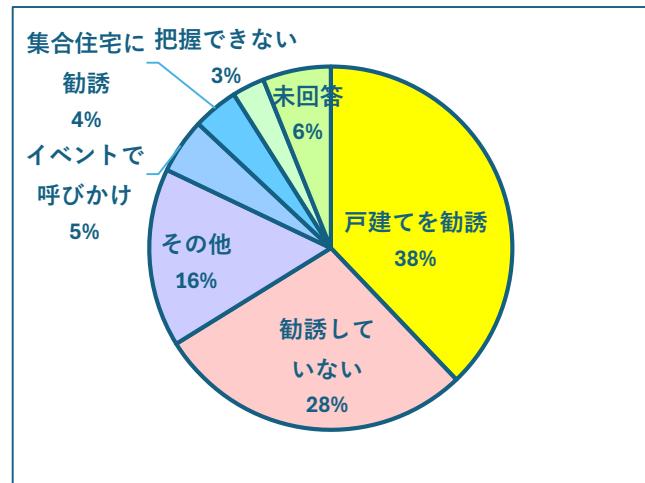
選択肢	選択項目	割合
ある	191	63.9%
ない	107	35.8%
把握していない	1	0.3%
未回答	0	0.0%
合計	299	100.0%



22. 本市では、市外からの転入者に「町内会への加入のご案内」というパンフレットをお渡しし、加入の呼びかけを行っています。町内会から未加入世帯や転入世帯に対し、加入の呼びかけを実施されていますか。(複数回答可)

- ・戸建て世帯に勧誘をしている
- ・集合住宅入居者(マンション、アパート等)に勧誘をしている
- ・町内のイベント等で呼びかけている
- ・転入世帯を把握できない
- ・その他()
- ・勧誘はしていない

選択肢	選択項目	割合
戸建てを勧誘	131	37.9%
勧誘していない	98	28.3%
その他	55	15.9%
イベントで呼びかけ	17	4.9%
集合住宅に勧誘	14	4.0%
把握できない	10	2.9%
未回答	21	6.1%
合計	346	100.0%



[その他の記載]

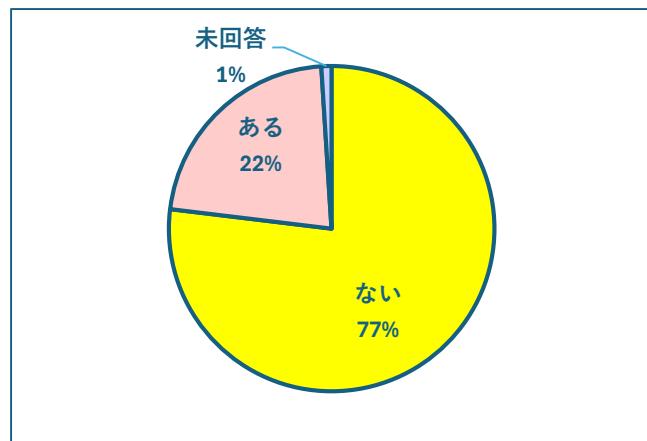
納涼祭の案内を未加入世帯を含めた全戸に配布
子ども会入会世帯に勧誘をしている
大学生に勧誘をしている
会った時には勧誘するようになっている(複数意見)
今後勧誘予定あり
町内会区域に居住する場合は強制加入になっている(複数意見)
一度は勧誘するが、断られたら再度の勧誘はしていない(複数意見)
未加入世帯または転入世帯はない(複数意見)
未加入世帯は退会世帯なので勧誘はしない(複数意見)

23. 準会員(議決権がない会員や企業会員)の取り扱いはありますか。

※例えば、町内会未加入世帯で、ごみステーション利用料など必要経費のみ支払っている世帯がある場合は「準会員」とみなし、「ある」を選択してください。

- ・ある
- ・ない ⇒問 25へ

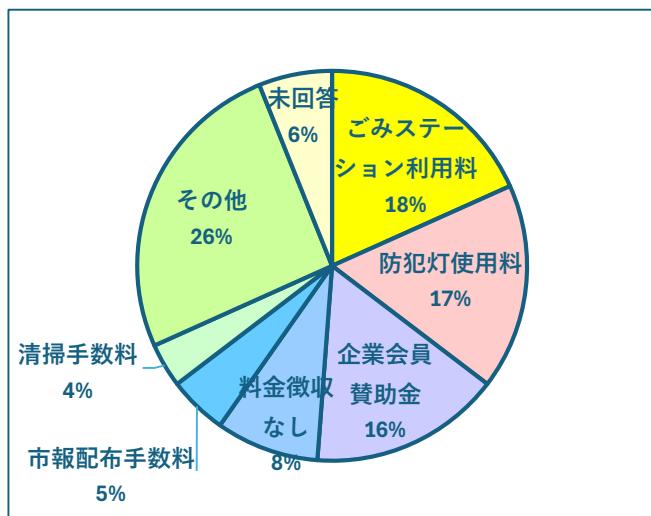
選択肢	選択項目	割合
ない	230	76.9%
ある	66	22.1%
未回答	3	1.0%
合計	299	100.0%



24. 準会員から徴収している料金の内容を教えてください。(複数回答可)

- ・ごみステーション利用料
- ・防犯灯使用料
- ・市報配布手数料
- ・地域清掃手数料
- ・企業会員賛助金
- ・料金は徴収していない
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
ごみステーション利用料	15	18.3%
防犯灯使用料	14	17.1%
企業会員賛助金	13	15.9%
料金徴収なし	7	8.5%
市報配布手数料	4	4.9%
清掃手数料	3	3.7%
その他	21	25.6%
未回答	5	6.1%
合計	82	100.0%



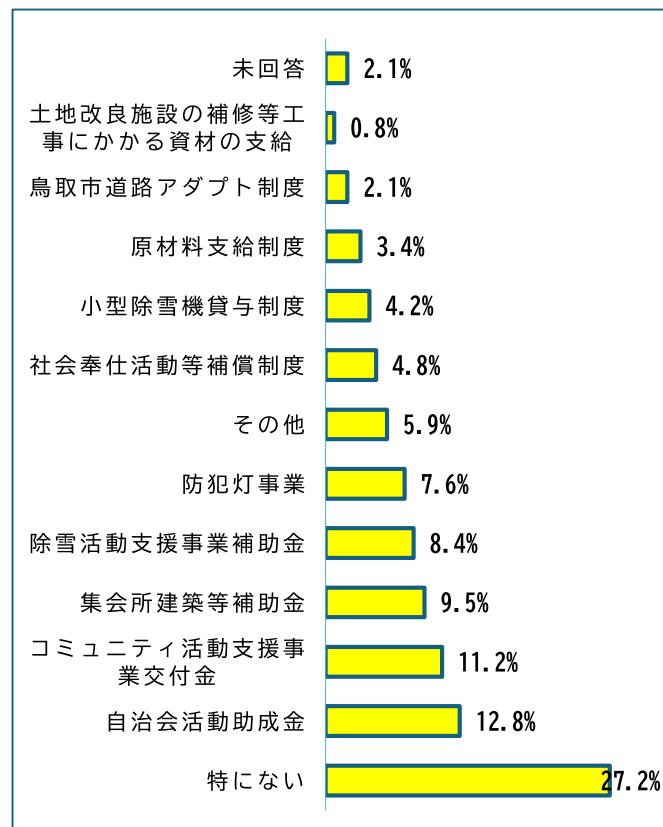
[その他の記載]

町内会費見合(複数意見)
町内会費の半額(複数意見)
維持管理相当額
町内会費の2/3程度
除雪費用
一般会員より少し低い額
準会員2,000円、賛助会員5,000円
アパート入居世帯区分
年額4,000円(問11の正会員町内会費は15,000円~19,999円)
集合住宅で了解があった世帯のみ徴収
会費は徴収せず、ごみステーションの清掃をしてもらう

25. 市は、町内会に対する様々な支援制度を設けています。見直して欲しい支援制度があれば教えてください。(複数回答可)

- ・自治会活動助成金(町内会活動に必要な事業を実施するための事業費用の一部を助成)
- ・地域コミュニティ活動支援事業交付金(地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する事業費用の一部を助成)
- ・集会所建築等補助金(町内会集会所を新築、改修、増築、取得、賃借等の費用を助成)
- ・防犯灯事業(市がLED防犯灯の新設・取替・修繕を実施)
- ・地域コミュニティ除雪活動支援事業補助金(町内会が行う除雪活動費用への助成)
- ・小型除雪機貸与制度(町内会が除雪作業で使用する小型除雪機を無償貸与)
- ・原材料支給制度(町内会が実施する市道や公衆用道路の整備に使用する原材料を支給)
- ・土地改良施設の補修等工事にかかる資材の支給
- ・鳥取市道路アダプト制度(町内会が行う道路愛護活動に対する資機材の支給、ごみの収集処理等の支援)
- ・鳥取市社会奉仕活動等補償制度(町内会が行うボランティア活動や公共性の高い活動で発生した傷害事故、損害賠償事故に対する補償)
- ・その他()
- ・特にない ⇒問27へ

選択肢	選択項目	割合
特にない	129	27.2%
自治会活動助成金	61	12.8%
コミュニティ活動支援事業交付金	53	11.2%
集会所建築等補助金	45	9.5%
除雪活動支援事業補助金	40	8.4%
防犯灯事業	36	7.6%
その他	28	5.9%
社会奉仕活動等補償制度	23	4.8%
小型除雪機貸与制度	20	4.2%
原材料支給制度	16	3.4%
鳥取市道路アダプト制度	10	2.1%
土地改良施設の補修等工事にかかる資材の支給	4	0.8%
未回答	10	2.1%
合計	475	100.0%



26. 問25の回答について、具体的な内容を教えてください。

【問25の選択肢ごと】

自治会活動助成金 (町内会活動に必要な事業を実施するための事業費用の一部を助成)
助成金の増額(複数意見)
全世帯数の多寡だけでなく、全世帯数に対応する自治会への加入率も勘案して助成金額を考慮してほしい
町内会員数による積算等で額は決められているものの、単位町内会への助成は地区自治会を経由しているため、地区自治会における活動が低調な町内会が萎縮してしまい、町内会の活動停止や町内会解散につながりやすいように思える
地域コミュニティ活動支援事業交付金 (地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する事業費用の一部を助成)
手続きの簡略化(複数意見)
補助上限額の増額(複数意見)
交付申請期間の延長(9月末→12月末)
事業ごとに年何回でも使用できるようにしてほしい(餅つき大会、グラウンドゴルフ大会、除草剤購入など)
対象経費としての景品の対象上限額の撤廃(現在1万円→上限なし)
対象経費に食糧費を追加。飲食を伴わない地域活動はない
ポイントがついたレシートでもよいようにしてほしい ※(協働推進課補記:現在は支払額からポイントを差し引く必要があるため、ポイントがついたレシートは原則提出いただかないよう依頼)
市外での活動(旅費含む)についても支援対象とする ※(協働推進課補記:現在は市内の移動や市内施設の入館料のみ対象)
集会所建築等補助金 (町内会集会所を新築、改修、増築、取得、賃借等の費用を助成)
補助の増額(複数意見)
補助率アップ(1/3→1/2など)(複数意見)
手続きの簡略化(複数意見)
補助対象下限額の緩和
賃貸費用の助成期間の延長 ※(協働推進課補記:現在は10年が上限)
空き家または空き土地を市で買い取り、町内会へ無償貸し出し
土地購入支援
限界集落となった場合の集会所解体費用等の支援

防犯灯事業 (市がLED防犯灯の新設・取替・修繕を実施)
電気代を市負担に(複数意見)
受益者の負担なく全額補助にしてほしい
電気代を補助してほしい(複数意見)
修繕に日数がかかりすぎる(複数意見)
若葉台地区のみ土中埋没電線だから防犯灯増設しないという取り扱いを見直してほしい
若葉台地区は、令和3年2月1日付けで道路課から「新規防犯灯の申請受付を終了させていただきます」との文書が届いているが、脱炭素の観点から、市で太陽電池のLED防犯灯を新設してほしい
地域コミュニティ除雪活動支援事業補助金 (町内会が行う除雪活動費用への助成)
補助の増額(複数意見)
補助対象経費に除雪活動参加者の人件費を追加(複数意見)
手続きの簡略化
R7から除雪機保険料が対象になったが、町内会行事も含めた損害保険も助成対象にしてほしい
小型除雪機貸与制度 (町内会が除雪作業で使用する小型除雪機を無償貸与)
複数台の貸与の拡充(複数意見)
除雪機の2台めの貸出計画が今年4月にあったが、その後何の返答も聞いていない
大型特殊免許証保有者、車両系建設機械免許証保有者などが町内にいても、市の貸与除雪機は市の講習を受けた者しか運転作業ができない。高齢者が講習を受けて作業するより、除雪のプロに作業してほしい 市の除雪対象道路が少なすぎる。町内の主要道路までは市でしてほしい
原材料支給制度 (町内会が実施する市道や公衆用道路の整備に使用する原材料を支給)
原材料だけ支給されても、補修作業するための道具がない。一般人が活用できる制度にしてほしい
草刈機の貸与
原材料費支給制度は地元負担が発生する場合に利用することが多いが、市道や農道の修復は基本的に行政で実施してほしい
対象が「道路のみ」に限定されている。共有地、付帯地は
原材料支給制度は、基本の考え方には疑問がある。市の所有なら市が対応するのが筋ではないか
鳥取市道路アダプト制度 (町内会が行う道路愛護活動に対する資機材の支給、ごみの収集処理等の支援)
狐川の桜の木から落ちる花びら及び葉を回収清掃場所に集積したら、市で回収してほしい。年3回清掃をしたら特別活動費を含めて1万円の助成があるが、毎日清掃をしないといけないのに助成金が1万円は少なすぎる
助成金の書類の簡素化
自走式モア(ハンマーナイフモア)等の支給を希望。→若葉台地区大池周辺の除草、その他大通りの周辺除草等に活用できる

鳥取市社会奉仕活動等補償制度 (町内会が行うボランティア活動や公共性の高い活動で発生した傷害事故、損害賠償事故に対する補償)
公園の芝刈り中の飛び石などでの負傷等
町内の除雪活動が補償制度の対象にならないのが不満 民間の保険に入っているが、保険料が高く補償の範囲や対象が充分でない このボランティア補償制度とは別枠でも良いから、除雪作業を補償する制度を設けて欲しい
その他
消火ホース購入補助(複数意見)
防災備蓄品購入補助金(複数意見)
防災用品購入補助金の充実と上限額引き上げ。(複数意見)
防災の取組として、各戸に連絡可能な仕組の導入に支援補助がほしい。注意喚起等一斉通知の際に使用したい
自主防災会に加盟していますが、防災倉庫設置補助制度が有れば教えてほしい
交通安全協会支部が設置したカーブミラーなど、老朽化による破損または破損の恐れがある設備の再整備への助成制度
集会所の地元譲渡に関して、認可地縁団体でなくても、譲渡が受けられるようにしてほしい
獣害対策の支援拡充。猪柵は設置しているが、鹿用の有効な対策が必要
猪による道路脇の崩壊対策と、同所を業者に草刈りしてもらう時の支援
防犯カメラの設置(複数意見)
非加入世帯のごみステーション使用に対する市の方針など配布ビラを作つてほしい
ごみ収集の複雑化で混乱が起きている。全国で比較すると、収集手段方法が複雑
ごみステーションの設置費用の助成金
街路樹の伐採
支援は不要なので負担を減らしてほしい。市報等の仕分け作業が無くなるだけでかなり違う(複数意見)
人を出さないといけないときは、町内会ではなく市の担当職員がなってほしい
いろいろな事業をしなくてよいので、町内会の光熱水費を助成して、負担を軽減してほしい
担い手不足により、集会場など維持管理ができなくなる。助成制度より、人材派遣などが必要になる
本来、行政サービスで行うことが町内会にきている。市の各種団体・協会・協議会の見直しや統合、持続可能な方法の検討
補助金等も申請の手続きがあり、いっぺんにくるため、把握や手続を非常に負担に感じる。社協など他団体からもくるから、数が多くすぎる
町内会費を支払って町内会に加入したら市税還付が受けられる仕組み

27. 本市のまちづくりの基本ルールを明らかにした「鳥取市自治基本条例」(※)では、「市民は、自らの意思に基づき、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参画及び協働する」、「市民は、地域活動団体(町内会やまちづくり協議会など)等の活動への積極的な参加に努める」と定めています。

全国的な傾向として町内会の加入率が低下する中、他の自治体では、町内会への加入を住民の義務とすることや、町内会への加入を促進するための行政、住民、町内会、事業者等の役割や責務などを明文化した条例を制定している事例もあります。

本市においても、このような町内会への加入を促進する条例を制定した方がよいと考えますか。

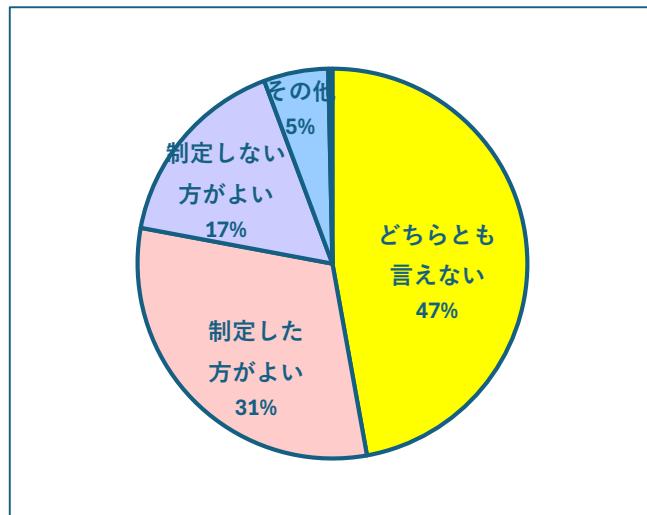
※現時点の皆様のご意見を伺うものです。条例制定の可否は、様々な議論を経て判断することになります。

(※)鳥取市自治基本条例(平成20年10月1日施行)

自治基本条例は、まちづくりの基本理念や仕組み、まちづくりに関わる市民や市の役割、市政運営の在り方などを定めた条例です。この条例に基づき、市民と市がそれぞれの役割を担いながら参画と協働のまちづくりを進めることにより、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる鳥取市をつくっていくことを目的としています。

- ・制定した方がよい
- ・制定しない方がよい
- ・どちらとも言えない
- ・その他()

選択肢	選択項目	割合
どちらとも言えない	141	47.2%
制定した方がよい	92	30.8%
制定しない方がよい	49	16.4%
その他	16	5.4%
未回答	1	0.3%
合計	299	100.0%



28. 間 27 の回答理由を教えてください。

制定した方がよい理由
強制的に加入させるような条例にはならないし、そんな条例は作るべきではないと考えるが、市のまちづくりに対する姿勢を示す意味で必要だと思う。加えて、市行政の一部を地区自治会、町内会が主体的に担う事で、住民自治の意識と機能の向上が図られると思う。
それぞれが、それぞれの地区で生活している以上、周りと無関係で生活できません。
基本的なルールや役割を理解すべきだと思います。そのための文書化だと考えます。
条例を定めて、市民と市の協働を明確にする事によってお互いの立場による協働の在り方がはっきりする。
行政との役割分担は、双方の権利義務と共に明確にすることも大切だと思うため。
行政からの勧誘の方が影響力が強いから。
町内会の財政が安定する。役員選出がしやすくなる。
自分たちの居住している地域の事をもっと知ってほしいし、安心安全な暮らしをしていくには何が必要なのかと一緒に考え、進めていただきたいと思う。
町内会に加入せず、地域活動にも参加せず恩恵だけ得るというのは虫が良すぎる話だと思う。
地域のことは行政に委ねるのではなく地域住民で行うのが基本。
条例を制定して、市民全員が地域の役割を担うことをしっかりと意識してもらうことが第一歩だと思う。 (複数意見)
町内会の大切さを広い世代に理解していただきたいため。(複数意見)
地域自治を継続的に運営していくためにも必要なものと思います。
町内会活動がまちづくりの基盤となっている事を理解してほしい。(複数意見)
地域の適正環境を維持保全するための組織体制の整備を目的とした条例等は必要。 そして、その組織から自然に形成されるコミュニティが理想と考える。 コミュニティ活動に強制感が加わると負担に感じる。
住民の自治意識を育てるために町内会は欠かせない。自治意識の欠如は、最終的には、住民の権利の放棄に繋がる恐れがある。
町内会は独居世帯の割合が多く、また高齢化が進んでおり、集会 回覧 市報配布は見守りに繋がり、孤立化を防ぐ役割になっていると思う。
行政側でできないことがある以上、住民自らやる、助け合いの活動を担う町内会・自治組織を安定運営できる、持続可能な組織としていくことが必要。みんなで認識を共有し促進化を図る。
多様化の時代になり、隣組など人間関係が希薄になってますます町内活動に障害が出てきています。
近所付き合いがなくなれば、何かの時の把握も出来ず共助もできなくなるから。(複数意見)
災害時の対応で、日頃のコミュニケーションが必要と考えます。(複数意見)
災害時サポートできないおそれがあると思います。(複数意見)
災害時等は誰もが助けあわなければならぬので行政指導がしやすい。
防犯や緊急時の手助けになる。
加入世帯と未加入世帯の不公平があつてはならない。(複数意見)
地域団体への負担金やイベント等の拠出金は、鳥取市から交付される町区活動費及び町内会加入世帯からの会費によって成り立っている。非加入世帯とのバランスや公平性が保たれていない。募金活動などにしても、一世帯あたり500円拠出しているが、非加入世帯の多くは、そのような現状すら理解できていない。非加入世帯への啓発活動は不可欠であり、条例を制定する必要を強く感じます。

制定した方がよい理由(続き)
非加入世帯に対して町内会に加入する事のメリットとして市条例があつた方がよい。町内会に加入する事でのデメリットばかりが強調されるコメントが多いです。(複数意見)
未加入住民へのデメリットが少ないため、ごみステーションの利用ができれば加入しない。 特に会長の選出に伴い、退会者が出る。
町内会加入のメリットは説明しづらく、理解されにくい。町内会としても加入促進の大きな支えとなる。町内会加入が当たり前となる機運醸成のためにも、切に条例制定を希望します。
『可能な限り』、『積極的な参加』では町内会の参加するメリットを感じない方は、町内会に入ることで役員や会長などが回ってくるため負担を感じてしまい、加入しない方や退会する方が今後も増えてくると思います。
地域のつながりを強くするためにも、住んでいる地域の方全員が参加できる仕組みがあつたほうがいいと思うので、義務と制定し、鳥取市が参加を呼びかけてもらえることで参加は増えるのではないかと思います。
ごみステーションの管理や街灯の電気代、消防活動などその地域住民で協力しないとスムーズにいかないことは必ずある。そのことを認識してもらう一つのきっかけになると良いと思う。
入らないのは自由ですが、「入らなくても良い」ということが広まる、勧誘することが難しくなる。
加入をためらっている世帯の説得を町内役員で行っているが、個別に困難な場合は鳥取市でも積極的に交渉してほしい。
他県の参考になる事例があれば、より進化させ発展させて取り組めるよう指導して欲しい。
条例ができたからといえ、町内会加入について住民意識が変容するかは疑問。町内会の維持継続が破綻したあとの運営を市行政が補完・代行する役割を条例に盛り込むのであれば制定した方が良い。住民にのみに町内会の責務を負わせる条例であれば、制定はしない方が良い。
町内会に入らない人は、単純に人と関わりたくない、という人が多い、ある程度の強制力があった方がいい。街灯の電気代も町内会費から払っているという事を知らない人がほとんど。もっと啓発してほしい。
役員をやりたくないで脱会する世帯をなくしたい。(複数意見)
今後、町内会の運営が厳しくなるから。(複数意見)
町内に入ってくる世帯の個人情報の一部を共有したい。住民票の一部で、住所、姓、人数、高齢者的人数など。
町内会加入対象となる世帯が少ない町内会や高齢者が多い町内会があり、地区自治会が求める町内会活動の実施や地区自治会活動への参画が難しく、また自治会の求める町内会役員の担い手が確保できず地区自治会を退会する町内会が見られる。
町内会活動と地区自治会活動は関連があり、条例制定に当たっては、町内会の地域や世帯数の指針、町内会活動のあり方、まちづくり協議会や社会福祉協議会等団体活動と地区自治会活動のあり方について検討されたい。
世代交代が進むに連れて町内会離れはますます加速するのではないかと言う不安がある。個人情報保護法とかの個人主義な考え方は良くも悪くも進むであろうから。
役員の負担軽減になる。
常識は変わるし、人によって捉え方も違うので、ガイドラインとして必要ではないかと考えます。
加入が当たり前だから。
任意だと参加する人が少なくなってくるので、義務化した方が担い手も増えるから。
加入を住民の義務とする。最低ゴミステーション等の当番だけはさせる。

制定した方がよい理由(続き)
現在のままでは、税金さえ払えば町内会加入しなくて生活できる。未加入者でも問題なく生活できる。未加入者の方は何か道路等で問題あれば町内会が対処するものだと苦情だけは町内会に言われる。このままでは、町内会未加入が当たり前の時代になってくると思います。このままでは町内会存続危機がやってきます。強制はできないと思いますが、義務付けくらいはしてもいいのでは?
個人的な意見としては、制定したほうが良いと思う。しかし、制定しただけでは、入らないと思う。実際に入ったほうが良いと思わせる何がが必要かも。 それがないと、それぞれ個人に任せていても、そこの地域の役員の負担が増えるだけ。 罰を考えるより、特権を考えたほうがよいと思う。
自治条例文だけでは、不足かと思います。加入する事への文言を強調し、生活困窮者については、町内会長に相談し町内会費の減額若しくは、免除を申し出るなどを付け加えてはどうでしょうか。
賛成するが、条例を作っても町内会不要論が根強く効果については疑問。
ごみステーション利用に制限を作っていない現状では不法投棄を防止できない。加入しなくても何とかなるように市が行っている現状では、未加入も脱退も防止できない。
制定すれば簡単に加入率が向上するとは思えないが、市の考え方をはっきり示すことは必要だと思う。そもそも、防犯灯の電気代、ゴミステーションの維持管理費を町内会が負担していることさえ知らない市民が多い。それは、市から町内会へ防犯灯の電気代負担やゴミステーションの維持管理を委託することを明記した文書(契約書的なもの)を作成してはどうか。

制定しない方がよい理由
町内会に加入したくない人の意思は尊重されるべきだと思う。(複数意見)
勧誘しなくてはならなくなると、その役を担う人が大変になる。
町内の自治活動でなく、市の業務の下請け活動の意味合いが濃くなると感じる。条例になると、空き家や独居の高齢者の見守り等、近所付き合いの範囲を超てしまい、責任が重すぎる。町内会への加入が減り、役員を引き受ける会員も少ない中、業務と責任だけが増えて行くような気がする。
町内会側が、入会の障害となっている事柄に対する細かな配慮をした方がよい。
加入したいと思う町内の雰囲気づくりと、町内会の入りやすさ(家庭ごとの負担軽減なども含め)をつくることがまず大事。
町内会活動は義務でするものではない。義務化することにより、役員の負担感も出るのではと思います。地域が良くなるように、できる人ができる範囲で活動していくのが町内会のあるべき姿かと思います。
上から押し付ければなんとかなるという感覚で町内会活動が長続きすることは思えない。 どうしたらみんなが自主的に加入してくれるようになるか、考えてほしい。
条例を根拠に市からの依頼が増えると思うから。(複数意見)
制定しても強制はできないから。(複数意見)
憲法が規定する思想信条の自由に抵触するおそれがある。「強制」ではなく「促進」と表現して実効性はあるのか。実効性がないのであれば条例制定は議会と起案部署のムダ使いである。
同窓会、PTA、町内会は今後あり方の見直しが必要な時代が必ずきます。行政と町内との連携さえあれば、各活動の負担は減るのではないかと思います。私の町内会ではごみステーションは町内会との関係を切り離しました。必要な人が必要な部分を取り入れるような町内会になるのでは?
各地区で話し合われて決められたルール、規約があると思うので、条例は必要ないと思います。 鳥取市が考える各自治体の在り方の情報提供は、条例ではなく、鳥取市→地区会長会→町内会長会といった具合に伝えていくのが良いと思います。
促進という文言を使っても強制感が否めない。
町内会加入を義務にすると、若い人が他都市に流出して市の人口が減ると思う。 市の人口規模や年齢構成に囚われない参画の仕組みが必要だと思う。どう見ても町内会の仕組みが昭和の時代のまま変わっていない感がある。若い人を主体とした参画の仕組みにしないと。
個人情報が入手できない世の中である。町内会加入は任意でよい、加入の義務化はとんでもない。
町内会が必要かどうか というような時代なので、もっと他のことにお金を使ってほしい。
そもそも、町内会の存在意義を感じない。
ややこしい人物が加入し、安定した町内会活動が乱される恐れがないとも言えないから。 加入申請があれば、役員会で可否を検討したい。

どちらとも言えない理由
町内会加入の義務化は無理があると思うが、市報に加入する意義などを特集記事に大きく取り上げるなどして、市民の多くに町内会加入の理解をさらに広げていただきたい。その上で条例について多くの市民の意見に基づき制定していただきたい。
住民に問うのではなく、鳥取市として今後のまちづくりの進め方や理想を住民にPRして進めればよいと思います。
町内会活動の負担軽減や、参加することで得られるメリットを感じられる仕組みづくりをぜひ検討していただきたいと思います。ルールで縛っても、納得が得られず加入者が減少していく状況は変わらないように思います。条例を制定される際には、住民が納得して参加したいと思えるような、共感と自発性を大切にした内容になることを願っています。
条例で強制するより、周囲の社会が、皆が自発的に加入するようになる様な取組をすることが必要だと思います。
本来、強制加入させるものではないと思います。そもそも自分達のための組織であるという事をしっかりと考察していれば必要な組織であると誰もが認識できるはずです。役員や会費、事業活動の内容などの負担について町内会員の意見をよく聴取して、現状に合った組織、必要だと感じる魅力的な組織にしていく事がまず必要だと思います。
しかしながら、昔と異なり地域コミュニティの力を得なくても個人の力だけで充分生活できる社会環境であり、相互扶助の意識も低調な方もあるでしょう。今現在はどちらとも言えません。
努力目標なら良いが、強制まではやり過ぎ。(複数意見)
基本理念は同感だが、条例まで必要なのかわからない。
町内会員の仲間意識の高揚には良いとは思うが、現実問題そう簡単ではない。
制定した方がいいとは個人的には思うが、少子高齢化とプライバシーの尊重に重きを置く現代においては、なかなか難しいと感じる。
隣近所での助け合いのベースとなるのか町内会なのかなと。顔を合わせて言葉を交わす、その繰り返しで信頼感が生まれますよね。条例で育まれるものでもないように感じます。
条例を制定しても効果がないと思うから。(複数意見)
条例を制定することにより、かえって町内会に入らないという方が出るのではないか。(複数意見)
町内会を完全義務化にすると、逆に負担に思い暮らしにくくなる方もおられると思う。 町内会としては参加して欲しい気持ちはありますが、個人の気持ちは無視できないのでどちらとも言えない。(複数意見)
加入は任意だから。(複数意見)
条例制定は市の方向性を示す意味はあるが、強制力は持たせられないと思うので、ほとんどの市民は関心がないと思う。条例制定して効果のあった自治体の例を知らないでなんとも言えない。
加入率増が主眼であるなら、人口規模が本市と同程度以上の自治体で、加入率が本市以上の自治体、自治連の取組に学び、具体的に取組むことがまず必要では?
「まちづくり」について、住民に負担の無い仕組みづくりが必要。 従来の町内会運営が継続されている状況では、一部の方に負担増となるのではないか。
条例では、実行性が伴わないないのではと思います。町内会に加入しないと何か不都合なことがあれば考えるのではないか。
条例を作っても罰則規定を作れないため強制力が働かないだろうし、たとえ条例化されても従わない方は従わないと思う。しかし、町内会という活動は必要だと思う。 今年、会長職を拝命し、活動の大変さを実感したが、今までの皆さんが築いてくださった人ととの繋がりは本当に大切なことで、これからも繋げていかなくてはならないものだと実感した。
住民の高齢化、役員のなり手不足、会員の退会増加等、いろいろな問題があるが、町内会の継続に協力していきたいと思う。
加入促進して加入してもらっても、地域活動に参加してもらえなければ意味が無いから。(複数意見)

どちらとも言えない理由(続き)
当町内会の未加入者はいずれも他に拠点をお持ちのようなので勧誘していない。各々事情はあるので任意であるべき。
本年会長を行っておりますが、多忙になり2度と引き受けたくないと感じております。働いておられない方がやるべきだと思いますが、その世代は若い者にと拒むので簡単ではありません。これからも脱退者は増えるのではないかと感じており、強制すると入会脱退時のやり取りでの問題、負担が増えると思うのでどちらとも言えないのが正直なところです。しかし、行政・地区・町内会のサポートがあつて助けられている部分があるのは間違いないので、町内会をなくす事もあってはならないと思います。
世代による価値観の違いが大きく、町内会運営に対しての熱意や意義が薄れてきている。コロナ禍を経て、それは顕著になっており、今更町内会活動を率先してやりたいと思う人は、ほとんど居ない。そんな状況下で制度を作つて事態が好転するとは思えない。
町内会年齢も高くなり、役員のなり手が少なくなりつつある中、促進条例を制定してその後どうなる？
鳥取市の今後の方針として、環境整備等を自治組織に委ねざるを得ないのであれば、財政的な裏付けとともに条例制定を検討する必要があると思います。条例制定されると町内会の負担感もそれなりに増えることが懸念されますので、それが担えるか不透明です。隣近所の見守り等は進めていかなければいけませんが、守秘義務のこともあり、近所付き合いは希薄になっています。自治会、町内会にそれなりの装備とお金が必要になります。町内会は最低限のことをすれば良いとの意見を持っておられる会員もいます。ですので、どちらともいえないという回答としました。
全戸加入が基本だと思いますが、ご近所付き合いが煩わしいと思う気持ちもわかります。そう感じる人へ説得して加入させるパワーはありません。
隣近所のつながりを円滑にするのは町内会活動だと思う。 町内会への加入を促進する立場ではあるが、強制はしない。
会員の高齢化や1人世帯の増加などの問題は各地域で温度差があるため、一律に当てはめるのは困難。(複数意見)
全員加入が理想ですが、個人的な理由等で町内会費が払えないとか、役員が出来ない場合もあるので、選択肢は残しておいた方が良いと思います。
条例があるから加入率が上がるとは思わない しかし、無いより有れば意識が高くなり、加入促進につながるかもしれない
他の自治体では町内会と退会者の間でトラブルがあったようなので、条例があればトラブルも減るよう感じます。
町内会への未加入世帯がなく、このような問題に無縁だから。(複数意見)

[問 27「その他」の記載内容と問 28「その他」の理由]

その他の詳細	その他を選択した理由
	各町内会の会員募集に効果を求めるものなのか。制定することで、庁内会の義務が課せられることとなりはしないか。あくまでも、未加入者に対する義務を課すというものならば理解します。
	条例を制定した場合、強制加入ができるのか。強制加入ができたとしたら罰則を設けるのか。理念条例では、現状は変わらないと思う。
	個人的な意見ではなく町内会全体で考えていく内容だと思うから。
—	加入の呼びかけを町内会でするのであれば、負担が増えてしまうだけになるので。
	制定後の未加入者への対応策が気になります。加入の呼びかけを町内会でするのであれば、負担が増えてしまうだけになる。
	アパート居住者も町内会の構成員であると明文化してほしい。アパートについては、ほとんどの都市において町内会的組織を組んでいると思われます。鳥取市では、大規模なマンションでは、住人の管理組合があるかも知れませんが、アパート内町内会をあまり聞きません。アパートを含めた防災活動や対策などもできない状況です。
	条例で加入が増加してルール遵守をめぐる町内会のトラブルは増加し、処理するのは町内会になる。また、条例に従わない未加入世帯へ圧力(攻撃)を生まないとも限らず、結局条例により近隣の悪感情を生む可能性が大きいと思う。個人の自由もあるし、条例で定める必要性を感じず、弊害の方が大きいと感じるので条例化すべきではない。 自助共助公助が強く言われるが、実は自助共助を全面に出す補助金事業や施策が多過ぎて、町内会の仕事が増えて加入者が負担に感じるようになっていないか。高齢者が多い町内会では自助できないのに共助なんて無理です。業務の効率化だけを進める施策には疑問を感じます。
強制力がどの程度あるかにもよる	メリットや罰則がないと人は動かないから。
条例を作ったところで変わらない。	直接頼んでも入会してくれないので、罰則もない条例を制定したところで何も変わらないと思う。 罰則を課せる訳もなく、奨励、努力規定に留まる。権利意識の高まる市民の行動を変えられるわけもない。
町内会費の考え方による	「役員負担は割に合わない」、「月500円程度の町内会費ならよい」、「これまで加入していなかったので加入する意味が分からない」など、多様な意見がある。どちらの意見も立場と思いがあるので、一概に条例制定による対応が良いと思わない。
高齢化、人口減少が続く中、条例云々よりは今後町内会はどうしていくべきか見直す必要がある。	加入のメリット、未加入者の入会するためのメリット等可視化できないことがあると思います。今までのやり方等抜本的に見直す必要があるのでないでしょうか。行政が取り組むべきこと、町内会がやるべきこと、町内独自の活動をどのようにするか。今までと同じことの継続では世話をする役員も高齢化は避けられないし、仕事を持っている若い人は役の任に当たるのは困難だと思います。 今回のアンケートも必要ですが、現場の町内会長さんの意見を広く聞くことも必要だと思います。勿論行政の方も同席すべきだと思います。時間を多少かけても今後の方向を徹底して議論し構築すべきと思います。
ごみ収集や一斉清掃など避けられないものだけ義務化すればよい	本人の自由で決めればよい事もあると思う。

アンケートの回答にご協力をいただき、誠にありがとうございました。